

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R6	政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し	政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。	総務省、外務省	4【総務省(28)】【外務省(1)】 政府調達に関する協定を改正する議定書(平 26 条約 4)によって改正された政府調達に関する協定(平7条約23)に基づき都道府県及び指定都市が行う公示に関する事務「県報又は市報に相当するもの」(附属書Ⅲ)については、WTO 政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能であることを、都道府県及び指定都市に令和6年度中に周知する。	
R6	自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みの構築等	自動車登録時の税申告・審査手続の円滑化を図るため、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでの間は、自動車検査証記録事項の交付措置期間を延長すること。	国土交通省	4【国土交通省】 (4)道路運送車両法(昭26 法185) 自動車検査証の電子化に伴う経過措置として運輸支局等窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、令和7年末までとしている配布期間を必要に応じて延長するなど、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R6	土地改良施設突発事故復旧事業における同意徴収手続きの見直し	土地改良施設突発事故復旧事業において農家負担を求める場合に必要な同意徴集を省略し、関係土地改良区の総会の議決に代えることを可能とすることを求める。	農林水産省	記載なし ※「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」と整理されたものの、対応方針は示されなかった	
R6	特別支援教育就学奨励費における算定基準の明確化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定基準の明確化	文部科学省	記載なし ※「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理された	
R6	農振法上の土地改良事業の判断基準の明確化	農振法上、事業完了後8年未経過で農用地区域から除外できる土地(「農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業の施行区域内の土地)に該当するか否かが明確となるよう、事例集やQ&Aの作成を求める。	農林水産省	4【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44 法58) 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13 条2項)については、地方公共団体による農用地区域から除外できる土地に該当するか否かの適切な判断に資するよう、個別具体の事業が、土地改良事業等(10 条3項2号)から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」(施行規則4条の3第1号)等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。	

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R6	土地改良事業関係補助金交付要綱等における交付決定前着手の運用の見直し	土地改良事業関係補助金交付要綱(水利施設等保全高度化事業等)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱において、施工時期の平準化や適正工期の確保等を理由とする交付決定前着手を可能とすること。また、交付決定日に関わらず、その効力を4月1日から生じさせること。	農林水産省	4【農林水産省】 (13)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助金については、以下の措置を講ずる。 ・災害復旧に起因しない入札不調・不落対策の場合であっても、交付決定前着手の対象となる旨を明確化するため、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」(令6農林水産省農村振興局整備部設計課課長補佐、水資源課課長補佐、農地資源課課長補佐、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐事務連絡)を廃止し、その旨を地方農政局及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。 ・国庫債務負担行為(財政法(昭 22 法 34)15 条)の活用により、年度当初からの事業着手が可能であることを明確化し、地方農政局及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。 (14)海岸保全施設整備事業等補助金 海岸保全施設整備事業等補助金については、交付決定前着手の導入を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (15)農山漁村地域整備交付金 債務負担行為(地方自治法(昭 22 法 67)214 条)の活用により、年度当初からの事業着手を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R6	土地改良事業の対象の見直し	都道府県が農業用水を供給する目的で管理している施設について、土地改良事業で補修可能とすることを求める。	農林水産省	記載なし ※「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理された	
R6	国有農地等の引継の見直し	国有農地等を非農業的利用目的で処分する際の財務省への引継に必要な測量や除草剪定等の事務を都道府県の法定受託事務から除外すること。	財務省、農林水産省	4【農林水産省】 (6)農地法(昭27 法229) (i)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21 法57)附則8条1項)の境界確定及び測量については、国有農地等管理処分委託費により国が実施主体として行うことも可能であることを明確化し、都道府県に令和6年度中に通知する。	
R6	道府県民税の課税状況等に関する調査項目の簡素化又は調査の廃止	道府県民税の課税状況等に関する調査について、調査の廃止又は法人関係税及び自動車関係税に係る調査項目の簡素化を求める。	総務省	4【総務省】 (31)道府県税の課税状況等に関する調査については、以下の措置を講ずる。 ・法人関係税については、調査項目の整理を行った上で、一部調査様式の統合について検討し、都道府県に令和6年度中に通知する。 ・自動車関係税については、調査項目の整理を行った上で、類似の調査との統合又は調査様式の共通化について検討し、都道府県に令和6年度中に通知する。	

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R6	浄化槽設置時の建築 確認申請に係る通知先 の見直し	建築基準法第93条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」に変更し、浄化槽事務を実際に行っている部署が、通知を直接受け取とれるようにすること。 また、同条第6項に基づく必要がある場合の意見についても、同様の変更を行うことを求める。	厚生労働省、国土交通省、 環境省	記載なし ※「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」と整理されたのち、「現行規定で対応可能」と整理された	
R5	地域における医療及び 介護の総合的な確保の 促進に関する法律に基 づく基金の管理方法及 び計画の策定方法の見 直し	造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (27)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余额について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R5	年賀寄付金配分事業 申請に係る都道府県知 事等の意見書の添付を 不要とすること	お年玉付郵便葉書等の寄付金による助成を受ける団体が申請をする際の添付書類として提出が求められる都道府県知事等の意見書の提出を不要とする。	総務省	5【総務省】 (5)お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭24法224) 年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書(施行令2条2項)については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策について整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令和6年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和6年3月28日に、各都道府県宛てに事務連絡「年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について[令和5年地方分権改革提案事項](周知)」を発出し、都道府県知事の意見書の作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から都道府県知事の意見書(作成部署・記載事項)に関する運用の見直しを行うことについて周知を行った。
R4	難病法における指定医 療機関の指定に係る見 直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険薬局(健康保険法(大11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R4	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険薬局(健康保険法(大11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。
R4	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	国土交通省	5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。
R4	青色申告決算書(不動産所得用)における『貸付不動産の保有状況欄』の新設	個人事業税の賦課資料となる青色申告決算書(不動産所得用)に、『貸付不動産の保有状況欄』を設けて欲しい。	財務省	記載なし ※「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理された	

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R3	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し	文部科学省	記載なし ※「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理された	学用品費について、学校や保護者等の事務手続きの負担に鑑み、簡素化・効率化の必要性の観点から、必要な調査を行い、交付要綱の改正も含め、その負担の軽減に資するよう引き続き検討する。
R3	共有地代表者制における選任方法の改善	土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。 この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (i)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法等を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)]	共有地等に係る共有者等の代表者の選任について、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法等を明確化し、その旨を地方公共団体に通知した。
R2	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下「ハード事業」)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。 当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。	農林水産省	5【農林水産省】 (13)農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和4年4月1日付け3農振第2953号にて「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正。

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R2	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要 領等における、国庫補 助の対象の見直し	現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	農林水産省	記載なし ※「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理された	予備線や予備電源への補助については当該事業で排除されていないが、国の補助事業を活用するには、国庫補助された施設の財産や維持管理の扱いを整理し、その対策が合理的かつ経済的であるよう、対外的に説明できる必要があり、非常時の施設機能維持として採用する対策が解決策として最適であるか、多角的に検討する必要がある。
R2	都道府県が管理する国 有農地の農耕貸付及び 売払い時の農家要件の 緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	農林水産省	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。	国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件については、省令を改正し、廃止した。 農地法施行規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第16号)
R2	既存の集計システムを 活用した調査とりまとめ 事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	総務省	5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。	自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施した。 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告に関して、情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて、令和3年末に「情報共有サイト」と「デジタルPMO」が統合した。これにより、デジタルPMO上で当該報告に係る機能改善が実施された。

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
R1	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	総務省、法務省	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。 (関係府省:法務省)	市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、地方公共団体及び登記所に周知した。
R1	医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」という。)に基づく届出のオンライン化	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に変えて、対象者各自が付与されている籍登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	厚生労働省	5【厚生労働省】 (11)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	医療機関等に勤務する医師等については、令和4年度からオンラインによる届出を可能とし、また、医師法、歯科医師法及び薬剤師法を改正してオンラインによる届出の場合には都道府県の経由を要しないこととした。(医師法等の改正:令和4年5月公布、同年8月施行、オンラインによる届出の運用開始:令和4年12月～) 医療機関等に勤務する医師等以外について、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、引き続きオンラインによる届出を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	看護職員業務従事者届における届出の提出を、オンライン上入力・提出が可能とし、都道府県を経由して国への届出を可能とするシステムの構築	看護職員業務従事者届(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。籍登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出事項を回答する形とし、回答されたデータは、まずは各都道府県へデータ送信され、チェック後国に送信するシステムの構築を希望する。なお、准看護師も同様に届出報告できるシステムを望む。 ただし、インターネット環境がない方の為に紙での届出は継続すること及び届出用紙にQRコードを掲載しシステムへリンクできる仕様を希望する。	厚生労働省	記載なし ※「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理された	

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
H30	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	6【内閣府】(8)【総務省】(9) 住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:内閣府) [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]	申請書等に記載された世帯構成の確認方法について、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化した。 情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付け事務連絡)
H30	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	国土交通省	6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭62運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。	鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報については、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築した。また、公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知した。併せて、地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例を周知した。 一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築等について(平成31年3月28日付け国総計第154号、国鉄総第422号、国鉄事第383号、国自旅第298号)

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
H29	指定難病・小児慢性特 定疾病医療費申請にお いてマイナンバー制度 を活用した情報連携項 目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢 性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集 可能としていただきたい。①保険情報 (加入情報(受 診者等が何の保険に加入しているのか)に関する情 報))②収入情報 (障害年金関係情報)	内閣官房、内閣府、総務 省、厚生労働省	6【内閣官房】(1)【内閣府】(20)【総務省】(15)【厚生 労働省】(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、 当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、 医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を 地方公共団体に周知する。また、当該事務において個 人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のう ち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5 に規定する給付であって、情報連携の対象となってい ない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及 び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)に よる障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災 害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報 について、地方公共団体における円滑な事務処理に 配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減 する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府 省:内閣府、総務省及び厚生労働省) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法 50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の 119)については、当該事務を処理するために必要な 特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加する こととし、その旨を地方公共団体に周知する。また、当 該事務において個人の収入の状況を把握するに当た り必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関 する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規 定する給付であって、情報連携の対象となっていない 給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障 害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による 障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害 補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報に ついて、地方公共団体における円滑な事務処理に配 慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する 方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:内 閣府、総務省及び厚生労働省)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に 関する事務及び難病の患者に対する医療等に関する 法律による特定医療費の支給に関する事務につい て、医療保険給付関係情報の情報連携を可能とし、そ の旨を都道府県に通知した。 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に 関する事務及び難病の患者に対する医療等に関する 法律による特定医療費の支給に関する事務におい て、情報連携の対象となっていない給付に係る情報に ついて、照会様式を定めるなど申請手続を簡素化し た。

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
H29	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農林水産省	6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。	「農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査について」(平成29年12月27日付け農村振興局整備部地域整備課課長補佐事務連絡)により通知済み。
H29	農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	農林水産省	6【農林水産省】 (9)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。	「農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について」(平成30年3月30日付け29農振第2968号)により通知済み
H29	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。	環境省	4【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161)国定公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	自然公園法施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更に係る実情や意見等について、国定公園が立地する都道府県に対して意見照会を実施。 照会の結果、県提案団体特有の事例であったことが判明したことから、制度全体に波及するような要領の改正等は実施せず、個別案件への対応として、提案団体との調整を図ることにより解決を図っていく。

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
H28	地域生活支援事業補助金に係る配分の考え方の早期提示について	地域生活支援事業費補助金(国庫補助金)において、計画的に事業の実施ができるよう配分基準等を定めていただきたい。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (29)地域生活支援事業費補助金 地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見通しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。	・平成29年度予算案において、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、補助基準額等を定めることとしている。これにより、一部の事業について、事業実施の見通しを立てやすくすることが可能となっている。 ・「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の予算の概要、補助金の配分方針・基準額等を周知した。 ・また、早期内示の観点から、簡易集計ソフトの作成を行い、3月末に地方自治体へ配布を行った。 地域生活支援事業は、障害を有する方が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により実施する事業となっており、地域生活支援事業について、国が統一的、画一的に配分基準等を定めることはなじまないものと考えている。 このため、地方自治体への補助金の内示(配分)については、事業内容や取組実績等を踏まえ、審査等を行っており、所定の期間を要することとなっているが、引き続き早期の内示に努めてまいりたい。
H28	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	環境省	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。	「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて」(平成29年3月31日付け事務連絡)により通知済み
H28	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	環境省	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。	要綱・要領の改正済み 「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(一部改正 平成29年3月15日 環自野発第1703152号)、 「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領」(一部改正 平成29年3月15日 環自野発第1703153号)

提案年	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	提案年の対応方針(※)記載内容 ※例年12月頃に閣議決定	国による措置(検討)状況
H27	農業用施設等の災害 復旧事業制度に係る事 務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助 制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補 助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付け られている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を 簡素化する。	農林水産省	6【農林水産省】 (3)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定 措置に関する法律(昭25法169)及び激甚災害に対処 するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法 150) 補助率増高申請書(農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭25政令 152)4条)及び特別措置適用申請書(激甚災害に対処 するための特別の財政援助等に関する法律施行令 (昭37政令403)18条)を提出する場合に必要とされる 字切り図及び高率補助該当調査表については、既存 の資料での代用が可能であることを明確化するため、 農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増 高申請事務の手引きを平成27年度中に改正する。	農地及び農業用施設の災害復旧事業の係る補助率 増高申請事務の手引き(平成27年度版)を改正。(平 成27年11月)
H26	ノンステップバス導入に 係るバリアフリー化設 備等整備事業補助金に おける計画策定の義務 付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 により、路線バス事業者等がノンステップバス導入の ためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける 場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成 する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生 活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計 画」を策定することが都道府県等に義務付けられてい るが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これ に伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評 価事務も廃止すること。	国土交通省	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)バリアフリー化設備等整備に対する補助につい ては、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等 について、手続を簡略化する。	要領の改正済み 地域公共交通確保維持改善事業実施要領(改正 平 成27年4月9日付け 国総支第67号,国鉄都第128号,国 鉄事第328号,国自旅第379号,国海内第119号,国空環 第90号)
H26	介護保険法地域支援 事業の認知症施策に係 る「保健医療及び福祉 に関する専門的知識を 有する者」の要件の緩和	平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業として 「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」 を設置して認知症支援事業を実施することが市町村に 義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、 国が養成する認知症地域支援推進員だけではなく、都 道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者 として独自に養成する者も対象とすること。	厚生労働省	6【厚生労働省】 (19)認知症地域支援推進員等設置事業 地域支援事業実施要綱に基づく認知症地域支援推進 員等設置事業については、国が定める研修を受講した 者のほか、地方公共団体が独自に養成する者を活用 することもできるように、平成27年度の早期に当該実 施要綱の見直しを行う。	認知症地域支援推進員については、国が定める研修 の受講を要件としていたが、平成27年度から市町村が 独自に養成する者を活用することも可能とすることとし て、実施要綱の見直しをおこなった。 なお、養成に当たっては、市町村は必要に応じて都道 府県と連携し、研修会の開催等による資質向上を図る こととし、厚生労働省としても市町村や都道府県が研 修を行う場合の標準カリキュラム例や認知症地域支援 推進員として活動前に有しておくべき知識等を盛り込 んだ活動のための手引きを作成してその取り組みを支 援している。